

国立大学法人宮城教育大学 PPP/PFI 手法導入優先的検討方針

平成 30 年 4 月 13 日

(趣旨)

第 1 条 本方針は、「多様な PPP/PFI 手法導入を優先的に検討するための指針」（平成 27 年 12 月 15 日民間資金等活用事業推進会議決定）に基づき、効率的かつ効果的に施設を整備するとともに、低廉かつ良好なサービスの提供を確保するため、多様な PPP/PFI 手法を導入するための優先的検討に関する事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 本方針において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

- 一 施設整備事業 施設の整備等に関する事業
- 二 利用料金 施設の利用に係る料金をいう
- 三 運営等 運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む
- 四 整備等 建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、サービスの提供を含む
- 五 優先的検討 本方針に基づき、施設の整備等の方針を検討するに当たって、多様な PPP/PFI 手法の導入が適切かどうかを、自ら施設の整備等を行う従来型手法に優先して検討すること

(対象とする PPP/PFI 手法)

第 3 条 本方針において対象とする PPP/PFI 手法は次のものとする。

- 一 民間事業者が公共施設等の設計、建設又は改修及び運営等を担う手法
- 二 その他前号の手法に類する手法

(優先的検討の対象とする事業)

第 4 条 次のいずれにも該当する施設整備事業を優先的検討の対象とする。

- 一 利用料金の徴収を行う施設（産学連携施設、宿泊施設（学生宿舎、職員宿舎等）、福利厚生施設等）
- 二 事業費の総額が 10 億円以上のもの、又は単年度の事業費が 1 億円以上の運営等のみを行うもの

(対象事業の例外)

第 5 条 前条の定めにかかわらず、次に掲げる施設整備事業を優先的検討の対象から除くものとする。

- 一 既に PPP/PFI 手法の導入が前提とされているもの

- 二 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成 18 年法律第 51 号）に基づく市場化テストの導入が前提とされているもの
- 三 民間事業者が実施することが教育研究の支障となるもの
- 四 災害復旧事業等、緊急に実施する必要があるもの

（採用する PPP/PFI 手法の選択）

第 6 条 優先的検討の対象となる施設整備事業について、第 8 条の簡易な検討又は第 9 条の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切な PPP/PFI 手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとする。

この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとする。

（簡易な検討を経ずに詳細な検討を行うことができる事業）

第 7 条 採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、第 8 条の簡易な検討を省略し、第 9 条の詳細な検討を実施することができるものとする。

- 一 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合における BT0 方式
- 二 民間事業者から PPP/PFI に関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間の費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法

（簡易な検討）

第 8 条 別紙の PPP/PFI 手法簡易定量評価調書により、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。第 6 条において複数の手法を選択した場合においては、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと、従来型手法による場合の費用総額との間で同様の比較を行うものとする。

- 一 施設の整備等（運営等を除く。）の費用
- 二 施設の運営等の費用
- 三 民間事業者の適正な利益及び配当
- 四 調査に要する費用
- 五 資金調達に要する費用
- 六 利用料金収入

2 採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは、前項の定めにかかわらず、次に掲げる評価その他の客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとする。

- 一 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- 二 類似事例の調査を踏まえた評価

(詳細な検討)

第9条 前条の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された施設整備事業以外の施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより、要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら施設の整備等を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合との間で、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとする。

(評価結果の公表)

第10条 本方針に基づく検討の結果、PPP/PFI手法の導入に適しないと評価した場合には、次に掲げる事項を、次に定める時期にインターネット上で公表するものとする。

- 一 PPP/PFI手法を導入しないこととした旨その他当該施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項
PPP/PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期
- 二 PPP/PFI手法簡易評価調書の内容(第9条の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は当該更新した後のもの)又は第8条第2項により導入に適しないこととした場合は客観的な評価結果の内容
入札手続の終了後等適切な時期

(事務)

第11条 優先的検討に関する事務は、施設課において処理する。

附 則

この方針は、平成30年4月13日から実施する。

PPP/PFI 手法簡易定量評価調書

	従来型手法 (本学が自ら整備等を行う手法)	採用手法 (〇〇〇手法)
整備等（運営等 を除く）費用		
<算出根拠>		
運営等費用		
<算出根拠>		
利用料金収入		
<算出根拠>		
資金調達費用		
<算出根拠>		
調査等費用		
<算出根拠>		
税金		
<算出根拠>		
税引後損益		
<算出根拠>		
合計		
合計（現在価値）		
財政支出削減率		
その他 (前提条件等)		